



刑 法
13

次は、窃盗罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 窃盗罪における「占有」は、財物に対する事実上の支配関係が存在していることを必要とするが、必ずしも現実に握持又は監視することまでは要しない。
- (2) 窃盗罪の客体は、「有体物」に限られ、電気等の「無体物」の窃取は、窃盗罪には当たらない。
- (3) 窃盗罪の実行の着手時期は、財物に対する他人の占有を侵害する行為の開始時期であるが、スリ犯にいう単なる「当たり行為」は準備行為であり、窃盗の実行行為には当たらない。
- (4) 窃盗罪を構成するには、不法領得の意思を必要とするから、いわゆる使用窃盗は窃盗罪を構成しない。
- (5) 窃盗罪の故意とは、他人が占有している財物であること、及びその財物を自己の占有下に移すことの認識・認容である。

刑 法
14

次は、占有離脱物横領罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) ひったくりの犯人が、被害者から追跡されて逃走している際に落とした盗品の一部を、野次馬の1人が拾って自分の物にする行為は、占有離脱物横領罪となる。
- (2) 他人が落とした有効な乗車券を拾い、これを駅員に示して払戻しを受ける行為は、占有離脱物横領罪のほかに詐欺罪が成立し、両罪は牽連犯となる。
- (3) 乗客が電車の網棚の上に置き忘れた鞆を、他の乗客が自分で使用する目的で持ち帰る行為は、占有離脱物横領罪となる。
- (4) 誤って配達された郵便物を自分の物にする行為は、占有離脱物横領罪となる。
- (5) 犯人が公園で被害者を殺害し、直後に被害者の身に付けていた腕時計に気が付き、それを持ち去る行為は、占有離脱物横領罪ではなく窃盗罪となる。



刑 訴 法
(捜 手)
15

次は、合意制度についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 合意制度は、検察官と被疑者・被告人が、特定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪について、弁護人の同意がある場合に、協力行為等の合意をすることができるとする制度である。
- (2) 検察官による処分の軽減等として合意内容とすることができるのは、不起訴処分や起訴の取消し、起訴事実を軽い罪に変更すること等である。
- (3) 合意制度の主体は、検察官と被疑者・被告人であるから、弁護人が選任されていない場合であっても、合意制度を利用することができる。
- (4) 合意の前提として必要となる協議は、検察側、被疑者・被告人側、どちらの側から申し入れてもよいとされている。
- (5) 検察官は、協議に係る他人の刑事事件の捜査のため必要と認めるときは、被疑者・被告人に供述を求めること、及びその他の当該協議における必要な行為を司法警察員に行わせることができる。



刑 訴 法
(捜 手)
16

次は、逮捕状の執行についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 被疑者を逮捕するため、当該被疑者方に赴く際に、途中で所持していた逮捕状を紛失した場合は、逮捕状の緊急執行により当該被疑者を逮捕することはできない。
- (2) 逮捕状により被疑者を逮捕した場合、逮捕者は、裁判官から発付を受けた逮捕状に、「逮捕者の官公職氏名(印)」「逮捕の年月日時及び場所」「引致の年月日時及び場所(記名押印)」を記入する。
- (3) 逮捕状を被疑者に示す場合、被疑者が逮捕の理由を知ることができる程度に示せば足りる。
- (4) 逮捕状の緊急執行の際、被疑者に逮捕状が出ている旨を告げただけで、被疑事実の要旨を告げずに逮捕行為に着手した場合、その逮捕行為は原則として違法となる。
- (5) 逮捕状を示して被疑者を逮捕した場合、引致場所へ連行する途中で逃走されたとしても、当該逮捕状により再び当該被疑者を逮捕することができる。

略取及び誘拐の罪

- (1) **正しい。** 略取と誘拐は共に、被拐取者をその保護された生活環境から引き離して、自己又は第三者の実力的支配内に移すことをいう。「略取」は、暴行・脅迫を手段とした場合をいい、「誘拐」は、欺罔・誘惑を手段とした場合をいう。
- (2) **正しい。** 未成年者拐取罪(刑法224条)の保護法益は、被拐取者の自由と監護者の監護権である。よって、たとえ未成年者である被拐取者の同意があったとしても、監護者が同意しない限りは、監護者の監護権を侵害したとして未成年者拐取罪が成立する。
- (3) **正しい。** 営利拐取罪(刑法225条)は目的犯であり、営利・わいせつ又は結婚等の目的で人を拐取することが必要である。ここにいう「営利の目的」とは、拐取行為により自ら財産上の利益を得、又は第三者に得させる目的をいう。したがって、枝文のように、取得すべき利益が不法なものであっても、営利の目的といえることができる。
- (4) **誤り。** 身の代金拐取罪(刑法225条の2)における「財物」とは、金銭、宝石、有価証券その他、通常、経済交換価値を認め得る管理可能物をいい(大阪高判昭53.7.28参照)、財産上の利益は含まれない。したがって、債務を弁済させる目的で人を略取・誘拐した場合には、身の代金拐取罪ではなく、営利拐取罪となる。
- (5) **正しい。** 刑法225条の2第2項に規定されている拐取者身の代金要求罪は、拐取者が近親者その他被拐取者の安否を憂慮する者の心配を利用して、財物を交付させ、又は要求することである。意思表示がなされた以上、既遂に達し、要求の相手方が、その意思表示を知り得る状態に達したことを要しない。そのため、未遂罪の適用はない。



窃盗罪

- (1) **正しい。** 窃盗罪(刑法235条)は、他人が占有する財物を奪う罪であるところ、この「占有」には、その財物に対する事実上の支配関係と、財物に対する占有の意思が必要である。事実上の支配関係とは、財物の管理・所持という現実的な支配を意味するが、必ずしも物の現実の握持又は監視を必要とするものではない。例えば、留守中の建物の中の家具も、外出中の住人の占有下にあるといえる。
- (2) **誤り。** 窃盗罪の客体は「財物」であるところ、電気は刑法245条により「財物

とみなす」とされているので、窃盗罪の客体である。

- (3) **正しい。** スリにおける「当たり行為」は、まだ金品に対する事実上の支配を侵害する危険があったとはいえず、窃盗罪の実行の着手は認められない。このような単なる「当たり行為」だけでは、窃盗の予備にすぎず不可罰である(広島高判昭28.10.5)。
- (4) **正しい。** 窃盗罪を始めとして奪取罪の成立には、不法領得の意思が必要となる。窃盗罪における不法領得の意思は、① 自ら所有権者として振る舞う意思、② 物の経済的用法に従って利用処分する意思からなる(大判大4.5.21)。使用窃盗(一時使用した後に原状のまま返還すること)は、不法領得の意思のうち、①の意思を欠くため、窃盗罪は成立しない。
- (5) **正しい。** 枝文のとおり。なお、窃盗罪の主観的要件としては、故意のほか不法領得の意思が必要とされている。

占有離脱物横領罪

- (1) **正しい。** 占有離脱物とは、① 占有者の意思によらずにその占有を離れ、いまだに何人の占有にも属していない物、及び② 他人の委託に基づかずに行為者が占有に至った物をいう。窃盗犯人が逃走中に落とした盗品も占有離脱物に当たり、これを拾って自分の物にする行為は、占有離脱物横領罪(刑法254条)を構成する(最判昭23.12.24)。
- (2) **誤り。** 他人が落とした有効な乗車券を拾い、その乗車券を用いて払戻しを受けても、不可罰的事後行為と評価され、占有離脱物横領罪のほかには詐欺罪(刑法246条)は成立しない(浦和地判昭37.9.24)。
- (3) **正しい。** 他人が置き忘れた鞆を、自分で使用する目的で持ち去る行為は、占有離脱物横領罪を構成する。一般人の出入り自由な電車内に置き忘れられた鞆は、直ちに車掌に占有が移るとはいえないので、占有が離脱された物となる(大判大15.11.2)。
- (4) **正しい。** 誤って配達された郵便物も占有離脱物に当たり、これを自分の物にする行為は占有離脱物横領罪を構成する(大判大6.10.15)。
- (5) **正しい。** 犯人が被害者を殺害した直後に領得の意思を生じ、被害者の身に付けていた時計を奪取した場合、窃盗罪(刑法235条)を構成する。犯人との関係においては、被害者が生前有していた財物の所持は、その死亡直後においてもなお継続し

刑事訴訟法 (捜査手続)

P.22

7

甲男は、駅のホームで他の乗客に暴行を加えたため、駅員に現行犯逮捕された。通報を受けたA巡査は、駅員から甲男の引渡しを受け、最寄りの警察署に同行し、B警部補に甲男を引致した。この時、甲男は泥酔しており、ともに話すことのできない状態であったため、B警部補は、甲男の酔いがさめてから犯罪事実の要旨の告知や弁護人選任権の告知等の手続を行った。

この場合におけるA巡査及びB警部補のとした措置の適否について述べなさい。

POINT▶ 引致と引致を受けた司法警察員の措置を記述し、泥酔状態の被逮捕者に対する手続については、通常の手続とは異なることを項目を挙げて述べる。

引致時に被疑者が泥酔していた場合の司法警察員の措置

- 答案構成▶**
- 1 結論
 - 2 引致の意義
 - 3 司法巡査の引致措置
 - 4 引致を受けた司法警察員の措置
 - 5 被疑者が泥酔状態であった場合の引致後の措置
 - 6 設問に対する検討

答案例

1 結論

A巡査の措置は適法であるが、B警部補の引致を受けた後の措置は違法である。

2 引致の意義

被逮捕者の身柄の措置を決めるために、強制力を用いて権限ある司法警察員の下に連れて行くことをいう。

3 司法巡査の引致措置

(1) 警察官による逮捕の場合

司法巡査が被疑者を逮捕したときは、直ちに引致場所の司法警察員に引致しなければならない。^{P.1}

(2) 私人による逮捕の場合

司法巡査が私人から現行犯人の引渡しを受けた場合は、逮捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴取した上で、速や

note

▶1 刑訴法202条
検察事務官又は司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに、検察事務官はこれを検察官に、司法巡査はこれを司法警察員に引致しなければならない。

かにこれを司法警察員に引致しなければならない。^{P.2}

4 引致を受けた司法警察員の措置

以下の事項を告知・教示し弁解録取書を作成する。

- (1) 犯罪事実の要旨の告知
被疑者が弁解するために必要な程度に具体的にを行う必要がある。^{P.3}
- (2) 弁護人選任権の告知
被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人を依頼する権利があることを告知する。^{P.4}
- (3) 国選弁護人制度の教示
被疑者の国選弁護人は、貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときに選任される。^{P.5}
- (4) 弁護人等との接見に関する告知
弁解録取の際に、弁護人等との接見に関し、取調べ中において弁護人等と接見したい旨の申出をすれば、直ちにその申出があった旨を弁護人等に連絡する旨を被疑者に告知する。^{P.7}
- (5) 弁解の機会の付与
被疑事実と逮捕についての弁解の機会を与え、弁解録取書を作成する。^{P.8}
- (6) 留置要否の判断、釈放又は送致
留置の必要がないと判断した場合は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。一方、留置を継続する場合には、被疑者の身柄拘束から48時間以内に書類及び証拠物と共に、検察官に送致する手続をとらなければならない。^{P.9, P.10}

5 被疑者が泥酔状態であった場合の引致後の措置

憲法は、身柄拘束を受ける際には、直ちにその理由の告知を受ける権利及び弁護人に依頼する権利を保障している。これを受けて刑訴法では、引致後に犯罪事実の告知等の諸手続を画一的に行うべきことが定められていることから、相手が理解できる状態でなくても、直ちに弁解録取書の作成等の引致を受けた場合にとるべき手続を行う必要がある。そして、被疑者の酔いがさめた段階で、再度その手続を行い、弁解録取書をもう1通作成すべきである。^{P.11}

これは、手続の公正を担保し、無用の紛議を避けることが

▶2 刑訴法215条

司法巡査は、現行犯人を受け取ったときは、速やかにこれを司法警察員に引致しなければならない(1項)。

司法巡査は、犯人を受け取った場合には、逮捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならない。必要があるときは、逮捕者に対してもに官公署に行くことを求めることができる(2項)。

▶3 刑訴法203条

司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと判断するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると判断するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない(1項)。

▶4 刑訴法203条 2項

▶5 刑訴法203条 4項

▶6 刑訴法37条の2 第1項

▶7 警察庁通達平成31年3月26日付「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について」

▶8 刑訴法203条 1項

▶9 犯捜規130条

被疑者の留置の要否を判断するに当たっては、その事案の軽重及び態様並びに逃亡、罪証隠滅、通謀等捜査上の支障の有無並びに被疑者の年齢、境遇、健康その他諸般の状況を考慮しなければならない(4項)。

▶10 刑訴法203条 1項

▶11 憲法34条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに